

9.日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取り扱いについては、原則として、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した方が、日本国内の学校を卒業した者と同様の条件で受験するためには、その学歴について、個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。(最終学歴の学科が指定学科に相当するかも同時に審査されます。)

なお、受験される際には日本国内での電気工事施工管理に関する所定の実務経験が必要です。

受験を希望される方は、受検申請書類に次の「(1)認定申請に必要な書類」を添付し、本財団に提出してください。

注すでに1級電気工事施工管理技術検定試験の受検資格を認定されている方は、再度、認定申請する必要はありません。国土交通大臣発行の認定書の写しを受検申請書類に同封して提出してください。

(1)認定申請に必要な書類

- ① 受検資格認定申請書(国土交通大臣宛)
- ② 学歴についての一覧表
- ③ 卒業証明書(写)及び日本語訳
- ④ 成績証明書(写)及び日本語訳(単位数、履修時間数がわかるもの)

注①の用紙は、国土交通省ホームページから入手してください。または、本財団試験研修本部に請求してください。

(2)認定申請方法

認定申請に必要な書類を受検申請書類に同封して、締切日までに本財団に提出してください。

(3)審査結果等について

- ・個別認定の審査結果は、国土交通大臣から申請者本人に通知されます。(審査結果により、受験できない場合もあります。)
- ・国土交通大臣の認定を受けてから、本財団から申請者本人に受検票を送付します。
- ・電気工事施工管理技術検定以外の種目を受験する場合は、種目ごとに個別に申請してください。

(4)日本国外学校認定審査に関する問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局 建設業課技術検定係 TEL 03-5253-8111(内線:24744)

10.【再受験申込者】の提出書類等

再受験申込者は、インターネットでの申込が便利です。(http://www.fcip-shiken.jp/)

再受験申込者は、書面申込とインターネット申込ができます。どちらか一方で申込手続きしてください。

(1)再受験申込について

平成15年度以降に新規受験を行った実績のある方は、同じ級かつ同じ種目へのお申し込みに限り提出書類の一部省略が可能です。

- ※1級電気工事施工管理技術検定であることが条件です。
- ※必ず前回受験時の受検票の原本または不合格通知書の原本を受検票等貼付欄に貼ってください。
- ※2級電気工事施工管理技術検定や他の種目(土木、建築、管工事、造園、電気通信工事)は対象外。
- ※次に該当する方は再受験申込はできません。
 - ・今回、1級電気工事施工管理技術検定に初めてお申し込みの方
 - ・平成15年度に前年度学科合格者の資格による実地試験申込を行った実績のみの方

【省略できる書類】

- | | | |
|--------------------------------------|---|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住民票(住民票コード) | <input type="checkbox"/> 卒業証明書 | <input type="checkbox"/> 資格証明書 |
| <input type="checkbox"/> B票 | <input type="checkbox"/> 専任の主任技術者実務経験証明書及び添付書類等 | |

- 注**平成15年度以降の「受検票」または「不合格通知」を紛失した場合
受検申請書裏面の「受験証明書」発行申請書に記入し、発行手数料(切手300円分)を同封して受験申込締切日までに受験申込してください。(インターネット申込の場合は、受験証明書の申請が不要です。)
※「受験証明書」発行申請書と切手300円分はクリップ等でとめてください。